

エリア指定型（松本市内の市街化区域対象） 新型コロナウイルス拡大防止協力金 申請受付要項

【受付期間】

令和3年2月5日（金）から令和3年3月19日（金）まで
※3月19日（金）の消印有効

【受付方法】

1 申請書の提出

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申請は次の宛先へ郵送してください。
なお、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送願います。
令和3年3月19日（金）の消印有効です。

（提出先） 〒390-0852
長野県松本市大字島立1020
長野県松本地域振興局 商工観光課（電話 0263-40-1809）

2 申請書類の入手方法

次の方法により、申請に必要な書類等を入手いただけます。

- ・長野県庁ホームページからダウンロード

（URL）<https://www.pref.nagano.lg.jp/sansei/sangyo/shokogyo/covid19area2101matsumoto.html>

- ・県松本地域振興局の商工観光課又は松本市役所・支所・出張所での受取り

【お問い合わせ先】

- 協力金の申請に関すること「新型コロナウイルス拡大防止協力金」受付担当

長野県松本地域振興局 商工観光課

電話番号：0263-40-1809

受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日を除く）

長野県産業労働部 産業政策課

電話番号：026-235-7206

受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日を除く）

- 新型コロナウイルス感染拡大防止のための休業等の要請に関すること

危機管理部 新型コロナウイルス感染症対策室

電話番号：026-232-0111（代表電話）

受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日を除く）

長野県産業労働部

エリア指定型（松本市内の市街化区域対象） 新型コロナウイルス拡大防止協力金申請受付について

令和3年2月2日

I 協力金等の概要

1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、対象区域内に事業所を有し、県からの要請に協力して、施設の使用制限・停止（休業又は営業時間短縮）を行った事業者の皆様は、エリア指定型（松本市内の市街化区域対象）新型コロナウイルス拡大防止協力金（以下「協力金」という。）を支給します。

この協力金は、1月22日（金）20時から2月4日（木）までの間、県の要請に全面的にご協力いただいた事業者の方に支給します。

2 支給額

1施設（店舗）につき、要請に応じた日数 × 4万円（最大56万円）

※遅くとも令和3年1月24日（日）20時から令和3年2月4日（木）まで、全ての営業日において、連続して要請に応じていただくことが必要です。

※対象エリア内に複数の店舗をお持ちの場合は、店舗ごとに申請をお願いします。

II 支給対象者

本協力金の対象となる事業者は（1）～（6）の全ての要件を満たす事業者です。

- （1） 指定を受けた区域（松本都市計画区域内の市街化区域）内で事業所を管理し、かつ経営していること。
- （2） 下表に定める業種に該当し、全期間において要請に協力していること。ただし、特別な事情があり1月22日（金）から要請に応じることが困難な場合であっても、遅くとも1月24日（日）20時から2月4日（木）まで要請にしていること。

業 種	ガイドライン※	要請の内容
接待を伴う飲食店 キャバレー、スナック、キャバクラ 等	非遵守	休 業
飲食店（酒類の提供を行うものに限る） ナイトクラブ、バー、パブ、カラオケボックス、ライブハウス 等 〔 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条第1項第11号に該当する施設 〕	遵 守	営業時間の短縮 （5時～20時）
飲食店（酒類の提供を行うものに限る。） 居酒屋、その他飲食店 〔 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条第1項第14号に該当する施設 〕	非遵守	営業時間の短縮 （5時～20時）
	遵 守	

※各業界団体等が作成した業種ごとの感染拡大予防ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）

- (3) 営業時間の短縮を要請されている事業所については、令和3年1月21日（木）以前から、20時（午後8時）から翌日（午前）5時の間に通常営業を行っていること。
- (4) 食品衛生法に基づく飲食店の営業許可を令和3年1月21日（木）以前に取得していること。
- (5) ガイドラインを遵守し、「新型コロナ対策推進宣言」の表示を行っていること。ただし、休業等の要請があった時点で、ガイドラインの遵守及び「新型コロナ対策推進宣言」の表示を行っていない場合は、遅くとも次に定める期限までに、ガイドラインの遵守及び「新型コロナ対策推進宣言」の表示を開始すること。

ア 営業時間の短縮を行った事業者は、要請期間最終日

イ 休業（自主休業を含む）を行った事業者は、営業再開日（ただし、申請受付期限の令和3年3月19日までとする）

➤ 業種別ガイドラインについては、下記をご覧ください。

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20201211>

➤ 「新型コロナ対策推進宣言」（ステッカー、ポスターの入手方法等）については、下記をご覧ください。

https://www.pref.nagano.lg.jp/service/corona_taisakusengen.html

- (6) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、長野県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員等に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。

また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団等の反社会的勢力が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

Ⅲ 申請手続き等

1 申請書類

別表の申請書類を提出してください。提出いただいた申請書類の返却は行いません。なお、必要に応じて追加書類の提出や説明を求められることがありますので予めご承知おきください。

2 申請書類の入手方法

- (1) 長野県庁ホームページからダウンロード

(URL) <https://www.pref.nagano.lg.jp/sansei/sangyo/shokogyo/covid19area2101matsumoto.html>

- (2) 県松本地域振興局の商工観光課又は松本市役所・支所・出張所での受取り

3 申請の受付期間と方法

(1) 受付期間

令和3年2月5日（金）から令和3年3月19日（金）まで

(2) 受付方法

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申請は次の宛先へ郵送してください。

なお、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。

令和3年3月19日（金）の消印有効です。

(宛先) 〒390-0852

長野県松本市大字島立1,020

長野県松本地域振興局 商工観光課

※切手を貼付の上、裏面には差出人のご住所及びお名前を必ずご記載ください。

※送料は申請者側でご負担をお願いします。

4 協力金に関する問い合わせ先

協力金に関するご質問は、次の専用相談窓口にて、ご相談ください。

■協力金の申請に関すること「新型コロナウイルス拡大防止協力金」受付担当

長野県松本地域振興局 商工観光課

電話番号：0263-40-1809

受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日を除く）

長野県産業労働部 産業政策課

電話番号：026-235-7206

受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日を除く）

■新型コロナウイルス感染拡大防止のための休業等の要請に関すること

危機管理部 新型コロナウイルス感染症対策室

電話番号：026-232-0111（代表電話）

受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日を除く）

5 協力金の支給

県において、申請書類を受領後、内容審査の上、申請内容が適正であると確認したときは協力金をお支払いします。2月下旬から順次支給していく予定です。

6 通知等

審査の結果、協力金の支給を決定したときは、お支払い予定日を記載した通知を送付いたします。配達状況によっては、通知が遅れる場合があることをご承知おきください。

なお、口座振込不能などが発生し、お知らせした支払い予定日にお支払いできない場合には別途ご連絡いたします。

また、協力金の不支給を決定したときも、後日、結果について郵送によりお知らせします。

IV その他

- 1 協力金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、長野県補助金等交付規則（昭和 34 年長野県規則第 9 号）の規定に基づき、協力金の返還が生じる場合があります。
- 2 1 の場合において、協力金の支給を受けた事業者名、対象施設などの情報を公表することがあります。
- 3 支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、対象施設の休業等の取組状況や対象施設の運営等の再開に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- 4 申請書類に記載された情報を正確に確認できない場合は、必要に応じて、関係機関への確認及び調査等を実施することがあります。